

# 空調夏期プラン定義書

2019年10月1日実施

京葉ガス株式会社

空調夏期プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

## 1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源として当社の都市ガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「契約使用可能量」とは、空調機器の全定格入力（キロワット）を小売約款に定める標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (3) 「発電機付空調機器」とは、空調機器のうち、運転時に発電する電力を機器の外部に供給するガスエンジンヒートポンプ方式のものをいいます。
- (4) 「契約発電機付空調機器使用可能量」とは、発電機付空調機器の全定格入力（キロワット）を小売約款に定める標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (5) 「発電機付空調機器使用可能比率」とは、契約発電機付空調機器使用可能量を契約使用可能量で除した値（パーセント表示で、小数点以下切り上げ）をいいます。
- (6) 「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいい、「その他期」とは、4月検針分から11月検針分までをいいます。
- (7) 「単位料金」とは、別表2の基準単位料金または小売約款に定める調整単位料金をいいます。

## 2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 空調機器を使用すること。

(2) 空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーター（以下「空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置すること。

### 3. 契約の締結

(1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

(2) 申し込みの際お客さまは、当社が定める申し込み方法により、契約使用可能量を定めて、当社に申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は次の期間といたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。

②一般ガス供給約款または他のガス料金プラン定義書からこの定義書へ変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、前契約の終了日の翌日からその前契約の終了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

③契約期間満了に先立って契約の解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、この定義書にもとづいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に契約の解約をされたお客さまが、同一需要場所でこの定義書または他のガス料金プラン定義書による申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による、契約の解約の場合は、この限りではありません（(5)において同じ。）。

(5) 当社は、この定義書にもとづいて契約をされているお客さまが、その契約の契約期間満了前に他のガス料金プラン定義書への変更を申し込みされ

た場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

- (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

#### 4. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日における空調機器専用ガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

#### 5. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（1円未満の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

- (4) 料金は、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期日」といいます。）までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が小売約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

#### 6. 割引制度

- (1) この定義書が適用されているお客さまで、以下に定める適用条件を満たす場合には、当社が定める申し込み方法により、割引制度適用を当社に申し込むことができるものといたします。

（割引制度の適用条件）

発電機付空調機器を設置し、ご使用いただいていること

- (2) お客さまは、割引制度適用を当社に申し込みされる場合には、契約発電機付空調機器使用可能量を定めていただきます。
- (3) 当社は、原則として当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から割引制度を適用いたします。なお申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。また、申し込みの承諾が使用開始日に先立って行われた場合には、使用開始日から割引制度を適用いたします。
- (4) 割引制度は、この定義書にもとづく契約が満了するまで適用するものとし、この定義書にもとづく契約が3(3)の規定にもとづき継続される場合には、割引制度も継続されるものといたします。なお、この定義書にもとづく契約が終了した場合は、契約終了日をもって割引制度も終了いたします。
- (5) 当社は、その他期の料金算定に割引制度を適用し、別表3を適用して割引額を算定します。
- (6) お客さまが割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。
- (7) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合((1)に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)は、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (8) (6) または (7) による申し出があった場合、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。なお、申し出の到着した日と定例検針日が同日の場合は、申し出の到着した日をもって割引制度の適用を終了いたします。

## 7. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの定義書にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、または当社はこの定義書にもとづく契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 8. 契約の変更または解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの定義書にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合（2に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互にこの定義書にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客様がガス小売事業者の変更によりこの定義書にもとづく契約を解約する場合には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その45日前までに当社に通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約希望日に解約できない場合があります。なお、変更後のガス小売事業者が当社（導管部門）を介して当社にお客様の解約を通知できる場合には、お客様から当社への通知は必要ありません。

## 9. 割引の精算

すでに6に定める割引制度が適用されているお客さまで、6（1）に定める適用条件を満たさないでガスをご使用されていた場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、割引制度の適用がない場合の料金に103パーセントを乗じた額（1円未満の端数切り捨て）と、すでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

## 10. 設置確認

- (1) 当社は、この定義書の適用を受ける機器の設置状況の変更等、2（1）または6（1）に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書を解約し、解約日以降一

般ガス供給約款を適用いたします。

- (2) この定義書の適用を受ける機器の一部または全部を取り外した場合、新たな機器を設置した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。
- (3) 6に定める割引制度を適用のお客さまが、その適用を受ける機器の一部または全部を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、取り外した機器によっては6の規定にもとづき割引制度適用を終了いたします。

## 11. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この定義書は、2019年10月1日から実施いたします。

### 2. この定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで旧ガス料金プラン定義書の適用があり、2019年10月1日以降この定義書が適用されるお客さまについて、2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧ガス料金プラン定義書に基づき算定するものといたします。



(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) その他期の料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものいたします。ただし、6に定める割引制度が適用されていない、または(5)で算定した割引額が0円の場合は、料金は割引前料金額といたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものいたします。
- (3) その他期の基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (4) その他期の従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (5) 割引額は、割引前料金額に別表3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものいたします。ただし、割引額算定の結果が別表3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。
- (6) 冬期の料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものいたします。従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (7) 小売約款の規定により料金を日割計算により算定する場合、割引上限額については次の算式により算定いたします。

(算 式)

日割計算後割引上限額

= 別表3の割引上限額 × 日割計算日数 / 30 (1円未満の端数切り上げ)

## 2. 料金表 1

### (1) 適用区分

料金表 A その他期の使用量が 0 立方メートルから 1, 250 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B その他期の使用量が 1, 250 立方メートルをこえ、3, 750 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C その他期の使用量が 3, 750 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

料金表 D 冬期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E 冬期の使用量が 20 立方メートルをこえ、100 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 F 冬期の使用量が 100 立方メートルをこえ、350 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 G 冬期の使用量が 350 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

### (2) 料金表

#### ① 料金表 A (消費税等相当額を含みます)

##### a. 定額基本料金

1 か月につき	2, 200. 00 円
---------	--------------

##### b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	775. 50 円
-------------	-----------

##### c. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	83. 84 円
-------------	----------

##### d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した 1

立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表 B（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1 か月につき	9,900.00円
---------	-----------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	775.50円
------------	---------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	77.68円
------------	--------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表 C（消費税等相当額を含みます）

a. 定額基本料金

1 か月につき	22,000.00円
---------	------------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	775.50円
------------	---------

c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	74.44円
------------	--------

d. 調整単位料金

c. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表 D (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月につき	815.10 円
---------	----------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	169.81 円
-------------	----------

c. 調整単位料金

b. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表 E (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月につき	1,171.50 円
---------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	151.99 円
-------------	----------

c. 調整単位料金

b. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表 F (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月につき	1,986.60 円
---------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	143.84 円
-------------	----------

c. 調整単位料金

b. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦料金表G（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1 か月につき	6,609.90円
---------	-----------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	130.63円
-------------	---------

c. 調整単位料金

b. の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2（消費税等相当額を含みます）

割引料金表1 発電機付空調機器使用可能比率が1パーセントから20パーセントまでの場合に適用します。

割引料金表2 発電機付空調機器使用可能比率が20パーセントをこえ、40パーセントまでの場合に適用します。

割引料金表3 発電機付空調機器使用可能比率が40パーセントをこえ、60パーセントまでの場合に適用します。

割引料金表4 発電機付空調機器使用可能比率が60パーセントをこえ、80パーセントまでの場合に適用します。

割引料金表5 発電機付空調機器使用可能比率が80パーセントをこえ、100パーセントまでの場合に適用します。

	割引率	割引上限額（1か月につき）
割引料金表 1	1 パーセント	5,500円
割引料金表 2	2 パーセント	11,000円
割引料金表 3	3 パーセント	16,500円
割引料金表 4	4 パーセント	22,000円
割引料金表 5	5 パーセント	27,500円